

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人感謝の心の役員等（評議員及び理事、監事をいう。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、評議員及び理事、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の業務遂行の対価として支払われるものである。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。また、これを改正する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた、役員等の報酬等の支給に従って、その役員等に対する報酬等を支払わなければならない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給は、出席の都度、現金支払いまたは口座振込とする。

(報酬等の支給基準の公表)

第5条 社会福祉法第59条の2第1項2号の定めにより、役員等の報酬等の支払い基準について公表しなければならない。

(役員会の出席報酬等)

第6条 役員等が役員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長及び理事の勤務報酬等)

第7条 理事長が理事長業務にあたる場合、又は、理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて理事会へ出席した場合には、別表1の報酬を支払わないものとする。

(監事の勤務報酬等)

第8条 監事が、理事長の申し出を受けて、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会へ出席した場合には、別表1の報酬を支払わないものとする。

る。

2 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員等が法人業務のため岩手県内(片道50キロメートル以上の用務地に限る)及び岩手県外へ出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。ただし、別表3を限度とする。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く、理事長の命を受けた法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(役員等の業務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、受領明細書(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、社会福祉法人設立後より適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和2年5月1日より施行する。

別表

役員等報酬規程

別表1 役員会等の出席報酬（日額）

名 称	報 酬（源泉徴収税控除後）
評議員会出席の場合	5,000 円
理事会出席の場合	5,000 円

別表2 理事長・監事勤務報等（日額）

名 称	報 酬（源泉徴収税控除後）
理事長業務報酬等	10,000 円
理事業務報酬等	5,000 円
監事業務報酬等	8,000 円

別表3 出張旅費等（日額）

交通費	宿泊費	報酬（源泉徴収税控除後）	その他
実 費	県内 12,000 円 県外 15,000 円	県内 5,000 円 県外 8,000 円	実 費